

浜中町役場新庁舎建設基本構想

平成29年4月

浜 中 町

目 次

1	基本構想策定までの経緯	・・・	P 1
2	役場新庁舎建設の必要性	・・・	P 2
3	総合計画や防災計画等との整合性	・・・	P 3
4	役場新庁舎の施設整備の基本的な方針	・・・	P 4
5	役場新庁舎に求められる主要な機能	・・・	P 5～P 7
6	役場新庁舎の建設位置について	・・・	P 8
7	役場新庁舎に配置する部署・職員等について	・・・	P 9～P 10
8	役場新庁舎の規模算定について	・・・	P 11～P 14
9	役場新庁舎の構造や設備について	・・・	P 15
10	事業費の算定と財源対策について	・・・	P 15
11	事業工程（案）について	・・・	P 16

1 基本構想策定までの経緯

現役場庁舎は、昭和42年の建設以来、約50年を経過し、これまで必要な修繕を重ねながら維持管理をしてきましたが、経年による老朽が著しい状況であり、大地震発生などの際、来庁者や職員の安全確保に懸念がありました。

更に、現役場庁舎は、津波浸水区域に位置していることから、津波による浸水のリスクが少ない高台に移転改築し、「災害に強い庁舎」として、施設の安全性を確保することが求められていました。

このような状況を踏まえ、町は、平成26年4月に「新庁舎建設準備検討会議」を立ち上げ、役場庁舎整備の在り方について検討を行い、一定の方向性を示しながら、町議会やまちづくり懇談会などで議論を深めてきました。

その結果、平成28年10月28日開催の第3回浜中町議会臨時会において、役場庁舎を現役場庁舎裏山の高台へ移転する「浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例」が可決されました。

この基本構想は、防災機能を備えた役場新庁舎の建設を進めるにあたり、その計画段階の内容と今後進められる「基本計画」及び「基本設計」の大まかな指針などを示すものであります。

【現役場庁舎の概要】

建築名称	浜中町役場庁舎
所在地	北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1
設計	昭和41年（1966年）
建設	昭和42年（1967年）
建物規模	地上2階 一部地下1階
構造	鉄筋コンクリート造2階建て 一部木造平屋建て
延床面積	1,919.5㎡



2 役場新庁舎建設の必要性

(1) 老朽化・耐震性の不足への対応

現役場庁舎は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前の建築物です。平成27年2月から5月にかけて実施した耐震診断では、役場庁舎としての耐震性の目標値である $Is0.75$ ^{※1} に対し、短辺・長辺方向共に $Is0.75$ を下回り、最も低い値は1階長辺方向で $Is0.174$ となっております。その結果、構造体としての耐震性に「疑問あり」^{※2} との判定となりました。

この診断により、現役場庁舎の低強度コンクリートの判定、コンクリートの中酸化状況、コンクリートの施工不良等、躯体状況を考慮し、耐震補強工事を実施しても十分な補強効果を得られない可能性があり、更には設備機器の老朽化改善、エレベーター等のバリアフリー対応のためには大規模な改修が必要なことなどを考慮し、耐震補強工事は「不適」と判断しました。

経年劣化の進行とともに、大規模地震等による倒壊や崩壊の危険性が高くなることが推測されるため、来庁者や職員の安全を確保するために、早急な庁舎改築の必要性が生じたところであります。

※¹ 構造耐震判定指標 Is は階の位置にかかわらず次の式で求める。

$Is = E_s \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.6 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.25 = 0.75$ 浜中町役場庁舎の Is 値は、0.75 となります。

E_s : 耐震判定基本指標で、方向にかかわらず次の値を基準とする。
(第2次診断用 $E_s = 0.6$)
 Z : 地域指標で、その地域の地震活動度や想定する地震動の強さによる補正係数
(浜中町 $Z = 1.0$)
 G : 地盤指標で、表層地盤の増幅特性、地形効果、地盤と建物の相互作用などによる補正係数
($G = 1.0$)
 U : 用途指標で、建物の用途などによる補正係数 ($U = 1.25$)

※² 構造体の耐震性の判定式

$Is \geq Iso$ Is : 構造耐震指標 Iso : 構造耐震判定指標

判定式を満足する場合は「安全」とし、そうでなければ耐震性に「疑問あり」とする。

(2) 津波による浸水への対応

平成24年6月に北海道より新たな津波浸水予測が示され、本町の琵琶瀬地区で最大34.6mという津波浸水高が公表されました。国土地理院の公表地図による現役場庁舎の所在地の標高は、3.2mであります。

霧多布地区で想定される津波の最大遡上高は、東京湾平均海面 (T.P.) から13.9m[※] となっており、役場新庁舎は、この想定される津波最大遡上高の範囲を超えた位置に建設し、施設自体の安全性を確保したうえで様々な行政機能を維持していくことが必要です。

※参考資料 「太平洋沿岸の津波浸水予測図改定に基づく参考資料」
北海道総務部危機対策局危機対策課

(3) 行政機能の集約化

現在、総合文化センターに事務所を置く教育委員会や老人福祉センターに事務所を置く福祉保健課など、行政部署が分散している状況にあるため、新庁舎建設の際には行政部署の集約を検討し、来庁者に対する行政サービスの向上を図ることが必要です。

3 総合計画や防災計画等との整合性

(1) 浜中町新しいまちづくり総合計画との関係

役場新庁舎の建設については、現在の本町の最上位計画である「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」の中で、計画期間の最終年度である平成31年度に基本設計を予定しておりましたが、今後、前倒して計画を進めることとなります。更に、平成32年度内の事業完了を目指していることから、今後策定される第6期総合計画の計画期間（平成32年度～）にも関連があります。このため、第6期総合計画において重点事業として位置付けることといたします。

(2) 浜中町地域防災計画との関係

本町の防災対策の指針である「浜中町地域防災計画」は、災害対策基本法に基づいて浜中町防災会議が策定したものです。この計画では、浜中町の区域内に災害が発生、あるいは発生するおそれがある場合には、災害対策本部の設置や非常配備体制により、住民の生命を守るべく災害対策を進めることになっております。

役場新庁舎に防災センターを併設し、様々な防災機能を集約することで、役場新庁舎が本町の防災中枢拠点となり、その後の「浜中町地域防災計画」に沿った災害対策を実施してまいります。

(3) その他計画との関係

役場新庁舎建設にあたっては、「浜中町創生総合戦略」や「浜中町過疎地域自立促進市町村計画」、「保健・福祉・介護計画」、「教育関連計画」などで示された施策等を効率的に進めることができる施設を目指してまいります。

4 役場新庁舎の施設整備の基本的な方針

(1) 防災機能が充実した庁舎

- ① 役場新庁舎が防災中枢拠点としての機能を発揮できるよう、自然災害等への対策を十分に考慮した庁舎といたします。
- ② 現在の防災行政無線、津波防災ステーションの機能などを一括集約した「防災管理室（仮称）」を設置いたします。
- ③ 自然災害発生の際には、新庁舎の会議室や議場などを一時避難場所として活用いたします。



【防災会議室イメージ（呉市庁舎）】

(2) 来庁しやすく、効率的な行政サービスが可能な庁舎

- ① 事務室のオープンスペース化などにより窓口のワンストップ化を図り、スムーズに各種手続きのできる効率的な施設内空間を構築いたします。
- ② 会話のしやすい窓口カウンター、プライバシーに配慮した相談室など、来庁者に優しい環境の整備に努めます。
- ③ 昇降用エレベーターや多目的トイレの設置、休憩スペースの確保など、高齢者や障がい者をはじめ、全ての来庁者の利便性向上に努めます。



【窓口カウンターイメージ（四万十市庁舎）】

(3) 財政事情を考慮した庁舎

- ① 厳しい財政事情を鑑み、各室のスペースの必要性を十分に検討した計画とし、有利な制度を最大限活用することで、町負担の抑制に努めます。
- ② 施設改修や設備更新などの将来にわたる維持管理費と電気料などのランニングコストの抑制を図れる計画といたします。

(4) 省エネルギーや環境に配慮した庁舎

北海道の地域特性や建設敷地の諸条件等を考慮して様々な省エネルギー、新エネルギー技術等を活用し環境配慮に努めます。

5 役場新庁舎に求められる主要な機能

(1) 防災センター機能

①防災管理室（仮称）

防災行政無線の機器や津波防災ステーションの機能を集約し一括管理いたします。

②防災対策本部室

災害時に防災対策本部を設置し、災害対策拠点といたします。

③避難施設

災害時に避難した町民を収容できるスペース（1,240㎡程度）を確保いたします。

【必要避難スペース算定根拠】

■対象避難人口算定

- ・霧多布地区避難人口 1,120人 ※H29.3月末 調査結果
- ・ゆうゆ避難所収容能力 500人
- ・役場庁舎対象避難人口 1,120人－500人＝620人

■必要避難スペース算定

対象避難人口（人）×有効避難単位面積（㎡/人）

＝必要避難スペース（有効避難面積㎡） ※参考「都市公園事業設計要領」北海道
620人×2.0㎡/人＝1,240㎡必要

④災害備蓄倉庫

災害時の非常食と生活用品（3日程度）を確保いたします。

【予定物品等】

- ・寝具類（毛布、布団等）
- ・身のまわりの品類（タオル、手ぬぐい、歯ブラシ、歯磨き粉）
- ・炊事用具類（鍋、釜、包丁、バケツ等）
- ・生活用品類（ティッシュ、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ等）
- ・光熱材料類（懐中電灯、ラジオ、電池）
- ・食糧 620人×3食×3日程度

⑤緊急貯水施設

災害時に水を確保するため、緊急貯水施設の設置を検討いたします。

【有効容量算定根拠】

■最大給水量算定

対象人員（人）×1人当たり必要水量（㎡/人・日）×対応日数（日）
＝最大給水量（㎡） ※参考「浜中町水道事業基準」

1,120人×0.372㎡/人・日×3日＝1,249.9㎡≒1,250㎡

■消火用水量算定

配水池の容量に加算する人口別消火用水量 1万人未満 100㎡

※参考「水道施設設計指針」厚生労働省

■有効容量算定

最大給水量（㎡）＋消火用水量（㎡）

1,250㎡＋100㎡＝1,350㎡

⑥その他の防災整備

◎ヘリポートの整備

緊急物資の受け入れなど、大型のヘリコプターにも対応したヘリポートを建物敷地内に整備するよう検討いたします。

◎浄化槽の設置

緊急貯水槽と浄化槽を設置することにより、災害時でも平常時と同様のトイレ使用を可能とするよう検討いたします。

◎非常用電源設備

72時間（3日間）の連続運転が可能な自家発電機を設置し、災害時の電力を確保いたします。

（2）窓口機能及びバリアフリー機能

①来庁者が迷わず目的の場所まで行けるよう、総合案内ヘルプデスクや施設案内表示の設置を検討いたします。



【案内掲示板イメージ（京都市左京区総合庁舎）】

②来庁者が行う行政手続きなどを、総合的なワンストップサービスとして実現できるよう総合窓口システムなどの導入を検討いたします。

③ユニバーサルデザイン^{※1}の視点に立った整備を進めます。

- ・安全に使用できる多目的トイレの整備（オストメイト、ベビーシート、温水洗浄便座など）
- ・安全に移動することができる玄関、廊下の整備
- ・安全に昇降できる階段の整備
- ・安全に利用できるエレベーターの整備
- ・玄関から駐車場まで安全に移動できる歩道などの整備
- ・子ども連れの来庁者が、安心して利用できるキッズスペースや授乳室の整備
- ・視覚障がいのある方が安全に移動できる点字ブロック等の整備

※1ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすること。

（3）執務機能

①効率的に業務が行えるよう、業務の関連性が高い部署を近接して配置いたします。

②来客との打合せに対応できるよう、執務室内に打合せスペースを確保いたします。

③レイアウトが自由に変えられるオープンな執務空間とOAフロアを検討いたします。

④作業スペースや資料等を保管できるスペースを確保し、業務効率を高めます。

⑤耐火金庫や耐火書庫の設置について検討いたします。

(4) 情報受発信機能

- ①館内全ての場所で公衆無線LANが使用できる環境について検討いたします。
- ②来庁者へ行政情報や観光イベント情報などを発信できる機能について検討いたします。

(5) 議会機能

- ①議会活動に必要な設備と機能を検討いたします。
- ②ユニバーサルデザインの視点に立った議場と傍聴席の設置について検討いたします。
- ③開かれた議会を目指し、議場のライブ中継や傍聴機能について検討いたします。

(6) その他機能

- ①周辺の景観を一望できる展望室の設置を検討いたします。
- ②来庁者の休憩や町民の憩いの場として使用できる空間について検討いたします。
- ③職員の食事場所を兼ねた休憩室の整備を検討いたします。
- ④金融機関のATMの設置を検討いたします。

6 役場新庁舎の建設位置について

(1) 役場新庁舎の建設位置について

建設予定地である湯沸山の高台の中で、役場新庁舎の建設位置については、地震や津波による災害時においても、人命・財産の安全が十分に確保されることを最優先としながら、様々な条件を抽出して十分に比較検討してまいります。



【役場新庁舎の建設予定地】

(2) 比較検討する条件について

今後、「基本計画」の策定作業において、以下の条件を比較検討し、最も望ましい建設位置を定めたくうえで「基本設計」を進めてまいります。

- ①安全な高さの確保（津波最大遡上高13.9m）
- ②十分な駐車スペースなど敷地面積の確保
- ③建設位置による切土・盛土など敷地造成工事費
- ④災害時避難の際のスムーズな車両動線
- ⑤長期的視点での敷地活用（他の公共施設等の高台移転など）
- ⑥霧多布中央通（避難道）から庁舎建設位置までの距離と道路勾配
- ⑦役場新庁舎完成までの事業期間
- ⑧役場新庁舎からの景観や周囲への影響

7 役場新庁舎に配置する部署・職員等について

(1) 基本となる指標

役場新庁舎の規模の根拠となる職員数や議員数を次のとおり算定いたします。

【表1】

項 目	算 定 数
役場新庁舎に配置する職員数	119人
議員数	12人

(2) 配置予定の部署や職員数

平成29年4月1日現在の職員数は、教員等を含め195人(特別職除く)となっております。この数年で相当な定年退職者が生じること及び今後の推計人口の減少から、定年退職者の欠員補充が困難になると考えられますが、現在の機構と機能を維持し、安定した行政サービスを提供していくためには、急激な職員数の削減を図ることができない状況にあります。

現役場庁舎で業務を行っている職員は臨時職員を含め80人ですが、役場新庁舎には行政サービス向上のため、福祉保健課と教育委員会の集約を検討していることから、再任用、嘱託、臨時を含めた建設時の職員数を119人と算定いたします。【表2】

【表2】役場新庁舎に配置する予定の部署数、職員数

部署等	三役	課長級	係長級	一般職員	再任用・嘱託・臨時	合計
三役	3					3
総務課		1	5	7	1	14
防災対策室		1	1	1		3
企画財政課		1	3	4	1	9
商工観光課		1	2	1	1	5
税務課		1	2	6		9
町民課		1	3	5	1	10
福祉保健課		1	3	10	5	19
水産課		1	3	2		6
建設課		1	3	3	1	8
水道課		1	2	4		7
出納室		1	1		1	3
教委管理課		1	2	3	3	9
教委生涯学習課		1	2	4	2	9
教委指導室		1				1
議会事務局		1	1		1	3
監査事務局			1			1
合 計	3	15	34	50	17	119

(3) 議員数

「浜中町議会の議員の定数を定める条例」の中で、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、議員の定数を12人としていることから、現在と同じ12人で算定いたします。

8 役場新庁舎の規模算定について

役場新庁舎の規模（延床面積）については、現役場庁舎の面積を基本に福祉保健課や教育委員会の事務所等の面積及び新たに設置を予定する防災管理室（仮称）や防災対策本部室、災害時に避難所として使用する各会議室等の面積を加算し、概ね4,480㎡を想定いたします。

今後の「基本計画」及び「基本設計」の作業段階において、効率的な執務空間を検討し、精査を重ねてまいります。

【表3】国土交通省の基準：「新営一般庁舎面積算出基準」による役場新庁舎の面積

区 分		職員数 A	換算率 B	換算人員 C (A×B)	単位床面積 D ㎡/人	床面積 E (C×D)㎡
事務室	理事者	3	6.0	18.0	4	72.0
	部長職	—	2.5	—	4	—
	課長職	15	2.5	37.5	4	150.0
	課長補佐・係長職	—	1.8	—	4	—
	係長職	34	1.8	61.2	4	244.8
	一般職員・嘱託等	67	1.0	67.0	4	268.0
執務面積 小計①		113		176.9		734.8
734.8+73.4=808.2		執務面積割増 小計①の10%				73.4
会議室等	職員100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡					44.0
	会議室の面積割増 10%					4.4
電話交換室	換算職員が166~240					36.0
倉庫	事務室面積×13% (734.8×0.13) ※割増前の数値					95.5
宿直室	1人当たり10㎡					10.0
庁務員室	1人当たり10㎡					10.0
湯沸室	標準6.5㎡~13㎡ (13㎡×3F 仮定)					39.0
受付及び巡視溜	最小6.5㎡					6.5
便所及び洗面所	職員数100人以上					46.0
医務室	職員数100人以上					45.0
売店	職員数150人以上					—
食堂及び喫茶室	職員数100人以上					54.0
附属面積 小計②						390.4
業務支援機能	備蓄倉庫50㎡、防災対策本部室100㎡、相談室193㎡、会議室(大)300㎡、会議室(中)100㎡、会議室(小)70㎡、福祉保健集会室160㎡、調理室25㎡、印刷室32.4㎡、電算室36.8㎡					1,067.2
議会機能	起債基準準用 35㎡/人×12人=420㎡					420.0
福利厚生機能	更衣室80㎡、休憩室100㎡					180.0
その他	防災管理室(仮)					80.0
固有業務面積 小計③						1,747.2
機械室	冷暖房の場合(小規模庁舎)、1,000㎡以上					176.0
電気室	冷暖房の場合、高圧受電1,000㎡以上					61.0
自家発電室						29.0
設備関係面積 小計④						266.0
玄関、廊下など	(小計①+②+③+④=3,211.8㎡)×0.35					1,124.1
交通部分面積 小計⑤						1,124.1
合 計						4,335.9

【表4】既存庁舎等の面積及び国土交通省算定基準面積

(単位：㎡)

室名等	現役場庁舎等の面積内訳	国交省新営一般庁舎面積算定内訳
事務室	1,050.7	808.2
倉庫	677.6	145.5
会議室	652.8	678.4
便所及び洗面所	61.7	46.0
湯沸室	19.1	39.0
受付	—	6.5
宿直室	16.4	10.0
電算室	31.0	36.8
印刷室	32.4	32.4
相談室	—	193.0
医務室	—	45.0
エントランスホール	15.9	—
更衣室	32.8	80.0
休憩室	—	100.0
機械室	—	176.0
電気室	—	61.0
廊下等交通部分	366.9	1,124.1
議場ほか	162.6	420.0
議員控室	61.2	—
議長室	26.2	—
電話交換	—	36.0
庁務員室	—	10.0
自家発電室	—	29.0
食堂及び喫茶室	—	54.0
その他	—	205.0
合計	* 3,207.3	4,335.9

※ 合計面積内訳：役場庁舎のほか、老人福祉センター、総合文化センターの事務所等必要部分を含む

①役場庁舎面積 1,919.5㎡

②福祉保健課面積 396.7㎡

③教育委員会面積 891.1㎡

合計 ①+②+③= 3,207.3㎡

【表5】各室の積み上げによる必要面積（想定）

（単位：㎡）

区 分	室 名 等	必要面積	室数	合計面積	避難面積	備 考
特別職関係	町長室	31.9	1	31.9		
	副町長室	28.4	1	28.4		新設
	教育長室	28.4	1	28.4		
	小 計			88.7		
議会関係	議場	162.6	1	162.6	162.6	
	議員控室	61.2	1	61.2	61.2	
	議長室	26.2	1	26.2	26.2	
	議会事務局	33.3	1	33.3	33.3	
	小 計			283.3	283.3	
その他 執行機関	監査委員室	30.0	1	30.0	30.0	
	小 計			30.0	30.0	
事務関係	事務スペース	987.4		987.4		
	小 計			987.4		
会議室等	相談室	35.0	4	140.0	140.0	新設
	保健相談室	30.0	2	60.0	60.0	
	会議室（大）	300.0	1	300.0	300.0	
	会議室（中）	100.0	1	100.0	100.0	
	会議室（小）	35.0	2	70.0	70.0	
	福祉保健集会室	158.2	1	158.2	158.2	
	小 計			828.2	828.2	
防災関係	防災管理室（仮）	80.0	1	80.0		新設
	防災対策本部室	100.0	1	100.0		新設
	災害備蓄倉庫	50.0	1	50.0		新設
	小 計			230.0		
その他 執務関係	印刷室	32.4	1	32.4		
	電算室	31.0	1	31.0		
	物品庫	143.0	1	143.0		
	書庫	534.5	1	534.5		
	小 計			740.9		
福利厚生	給湯室	13.0	3	39.0		
	調理室	80.0	1	80.0		新設
	宿直室	16.4	1	16.4		
	更衣室	35.0	2	70.0		
	トイレ	64.0	3	192.0		
	休憩室	100.0	1	100.0	100.0	新設
	小 計			497.4	100.0	
交通部分等	職員玄関	10.3	2	20.6		
	正面玄関（風除室）	24.0	1	24.0		
	玄関ホール	70.0	1	70.0		
	廊下	390.0	1	390.0		
	廊下等	130.0	1	130.0		
	小 計			634.6		
設備関係	機械室	100.0	1	100.0		新設
	電気室	60.0	1	60.0		新設
	小 計			160.0		
合 計				4,480.5	1,241.5	

【表6】 公用車車庫、来庁者駐車場面積

(単位：㎡)

	必要面積	備 考
公用車車庫	792	44 台分×18 ㎡
職員用駐車場	2,975	119 台分×25 ㎡
公用バス駐車場	150	2 台分×75 ㎡
来客用駐車場	5,000	200 台分×25 ㎡
ヘリポート	2,025	45m×45m
合 計	10,942	

9 役場新庁舎の構造や設備について

(1) 構造

現時点では鉄筋コンクリート造を想定しておりますが、鉄骨鉄筋コンクリート造や鉄骨造も含め、建設地の地盤特性や耐震工法、建設コスト等を比較検討したうえで決定いたします。

(2) 階数

建設地の形状や敷地面積に応じ、配置計画や利便性の高い平面計画、建設コスト等を比較検討したうえで決定いたします。

(3) 設備概要

電気設備、衛生設備、空調設備、昇降機（エレベーター）、自家発電設備、浄化槽、緊急貯水槽、水道計装設備などの各種設備について、建設後の更新などの維持管理費やランニングコストを比較検討したうえで決定いたします。

10 事業費の算定と財源対策について

(1) 事業費の算定

事業費の算定は、施設構造や設備内容などの仕様によって大きく異なるため、今後の「基本計画」策定作業の中で構造や設備の比較検討を行い、計画された施設概要を基にその後の「基本設計」作業の中で概算事業費を積算することといたします。

(2) 財源対策

事業の財源については、起債や補助制度の対象外となる部分については、財政調整基金等の一般財源で対応いたしますが、「緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）」、「社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業：補助率1/2）」などの有利な補助制度の活用により、可能な限り町の財政負担の軽減に努めてまいります。

11 事業工程（案）について

【表7】事業工程（案）

時 期 等	項 目
平成28年12月	基本設計費 予算提案
平成29年 2月 ～ 9月	基本設計実施期間
10月	実施設計費 予算提案
平成29年11月 ～ 平成30年 6月	実施設計実施期間
平成30年 7月 ～ 平成31年 2月	開発行為等の申請と許可に要する期間
平成31年 3月	役場新庁舎建設工事費 予算提案
平成31年 4月 ～ 平成33年 3月	役場新庁舎建設工事期間
平成33年 4月 ～ 平成34年 3月	現役場庁舎解体、周辺整備、避難道整備